

2021.3.1

(件名) 新型コロナウイルス感染症・エボラ出血熱（エボラウイルス病）感染予防に伴う
ギニアにおける緊急事態宣言：期間延長（2月26日より）

【ポイント】

●2月26日、ギニア政府は、新型コロナウイルス及びエボラ出血熱の流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における緊急事態宣言を、2月26日より3か月間延長する旨発表しました。

●感染予防対策措置において、夜間外出禁止令（午後11時から午前4時まで）の再導入、コナクリ市への出入りに関する検問の実施、陰性証明書の提示義務といった措置が追加されています。

●引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 概要

2月26日、ギニア政府は、新型コロナウイルス及びエボラ出血熱の流行に対する措置として、既に発出されているギニア全土における緊急事態宣言を、2月26日より3か月間延長する旨発表しました。感染予防対策の措置は以下のとおりです。

2 感染予防対策措置

(1) 行政及び民間企業

- ・施設入口での体温測定を実施する。
- ・施設に出入りする際に手洗いを厳守する。
- ・オフィス、会議室及び集会スペースでのマスクの着用を義務化する。
- ・物理的な距離の確保を厳守する。

(2) 公共の場所

手洗い場を設置し、マスクの着用を義務化する。

(3) 礼拝所

物理的な距離を保ち、マスクを着用し、手洗いを実施する。

(4) 式典（洗礼式、結婚式、葬儀式）

- ・マスクの着用を義務化する。
- ・物理的な距離の確保を厳守する。
- ・参加人数を最大50人未満に制限する。

(5) レジャーと文化の場所

- ・マスクの着用を義務化する。

- ・手洗いを実施する。
- ・参加人数を収容可能人数の50%まで削減し、物理的な距離を保つことができる場合は最大100人までとする。
- ・コンサート、見本市等すべての文化的イベントを禁止・停止する。
- ・夜間外出禁止時間中は、レジャー施設、バー、レストラン、ナイトクラブを閉鎖する。

(6) スポーツ

- ・手洗い場を設置する。
- ・観客はマスクの着用を義務化する。
- ・物理的な距離を保つため観客数を制限する。
- ・選手に対し、各競技前の検査を義務化する。

(7) ワークショップと会議

- ・マスクの着用を義務化する。
- ・手洗いを実施する。
- ・招待者に対し、簡易検査を実施する。
- ・参加人数を100人に制限する。
- ・物理的な距離の確保を厳守する。

(8) 学校と大学

- ・手洗い場を設置する。
- ・生徒、学生、教師、監督者に対し、マスクの着用を義務化する。
- ・教師と生徒向け検査システムを確立する。

(9) 交通

- ・乗客と運転手（車両、電車、バス、バイクタクシー）に対し、マスクの着用を義務化する。
- ・コナクリから郊外へ出発する運転手及び乗客に対し、検査を義務化する。
- ・コナクリ市内で検問を実施し、コナクリから出る旅行者に対し、マスクの着用及び陰性証明書の所持を確認する。
- ・コナクリ空港における健康安全対策を維持する。

その他、現在有効な緊急事態宣言のすべての制限措置は引き続き実施され、夜間外出禁止令は午後11時から午前4時に延長されます。マスクを着用していない場合、50,000ギニアフランの罰金が科されますのでご注意ください。

3 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメー

ルの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>